

## 世界遺産学習連絡協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、世界遺産学習連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）という。

(目的)

第2条 連絡協議会は、教育委員会相互の緊密な連携のもとに、世界遺産学習並びにE S D（持続発展教育）の研究及び具体化を図ることにより、ユネスコが提唱するE S Dの推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 世界遺産学習全国サミット（以下「サミット」という。）の開催
- (2) 世界遺産学習、E S Dの研究及び授業モデルの開発
- (3) 教育委員会相互間の情報交換及び実践交流
- (4) その他目的達成に必要な事業

(協議会の会員)

第4条 連絡協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 正会員（教育委員会とする。）
- (2) 学校会員
- (3) 賛助会員（1号及び2号に該当しない会員とする。以下同じ）

(加入及び届出)

第5条 連絡協議会に加入を希望するものは、その旨を連絡協議会に届け出るものとする。この場合において、賛助会員の加入については、幹事会の承認を得るものとする。

2 会員はその氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、代表者の氏名及び住所地）に変更があったときは、遅滞なく連絡協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員)

第6条 連絡協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 監 事 若干名
- 2 会長は、正会員より互選により定める。
- 3 副会長及び監事は、正会員から会長が指名し、総会にて承認する。
- 4 会長、副会長及び監事は、同一の会員になることはできない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、連絡協議会を代表する。

- 2 会長は、会務を総括し、会計を所掌する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

3 役員が異動等により退任したときは、当該役員が属する教育委員会の相当職にある者が当該役員に代わり役員に就任するものとする。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会招集)

第9条 総会は、毎年1回以上開催し、会長が招集する。

2 会長は、少なくとも総会の7日前までに、会議の日時、場所及び審議事項等を会員に通知しなければならない。

(総会議決方法等)

第10条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開くことができない。この場合においては、やむを得ない事情により出席できない会員から、委任状又はあらかじめ通知された事項につき表決書面の提出があったときは、その会員を出席者とみなす。

2 総会の議長は、会長が指名した会員を充てる。

3 会員(正会員及び学校会員)は、総会において、各1の議決権を有する。

4 総会においては、緊急を要する事項を除き、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ協議することができる。連絡協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(幹事会)

第11条 幹事会は、役員が属する教育委員会の職員で構成し、会長が必要に応じて招集し、開催する。

2 幹事会の議長は、会長が指名した者を充てる。

3 幹事会は、連絡協議会の運営に関する個別的事項等を協議及び決定する。

4 会長は、必要と認めるときは、第1項に規定する者以外の者を幹事会に参加させることができる。

(会計)

第12条 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会費)

第13条 連絡協議会の正会員、学校会員及び賛助会員は、別表に定める会費(年額)を、当該会計年度の5月末日まで(途中入会した者にあつては入会の時)に、定められた方法により納入するものとする。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第10条第1項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) その他必要と認める事項

3 議事録は、当該総会に出席した会員のうちから、議長が選任した議事録署名人が署名押印しなければならない。

(事務局)

第15条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、会長が所属する教育委員会に事務局を置く。

2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が任命する。

4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(監査)

第16条 会長は、毎事業年度終了後、収支決算書を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2 監事は前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書及び前項に掲げる書類を総会に提出し、総会の承認を得なければならない。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会で決定する。ただし、軽微な事項については、会長が決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年11月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行後最初に選任される役員の任期については、第7条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

3 連絡協議会の最初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、平成21年11月11日に始まり、平成22年3月31日に終わるものとする。

4 当面の間、奈良市教育委員会教育長を会長とする。

附 則 (平成27年10月23日承認)

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年11月5日から施行する。